

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 緊急セミナー『「子どもの最善の利益」を守るために』の開催…………… 1
- ◆ 「子ども・子育て会議」(第63回)が開催される…………… 2

◆ 緊急セミナー『「子どもの最善の利益」を守るために』 の開催(全国保育協議会・全国保育士会 共同開催)

この度、複数の保育所・認定こども園において虐待案件が確認されました。

すべての子どもは豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられる存在であり、子どもにとって安全・安心な場であるべき保育所・認定こども園において、虐待が行われていたことは、決してあってはならないことです。

全国保育協議会では、全国保育士会と共同し、すべての保育所・認定こども園等において、子ども主体、子どもの権利擁護という保育の基本を再確認したうえで、園長においては子どもたちの安全安心を守る園の組織づくりという視点から、保育士・保育教諭等においては「子どもの最善の利益」を守る専門職という視点から、日々の保育をあらためて見直すため、緊急セミナーを開催することとしました。

我がこととして、あらためて自らの園の保育を見直す機会としていただきたく、ぜひご参加ください。

開催日時: 令和4年12月23日(金) 13:00~16:10

開催方法: オンラインによるライブ配信(終了後、一定期間動画配信します)

参加費: 無料(事前のお申し込みは必要ありません)

詳細は開催要項、全国保育協議会ホームページ、全国保育士会ホームページをご確認ください。

◆ 「子ども・子育て会議」(第 63 回)が開催される

本ニュース No.22-41 号でお伝えしているとおり、令和 4 年 12 月 8 日、第 63 回子ども・子育て会議が開催され、本会から森田信司副会長が出席しました。

会議の冒頭には小倉少子化対策担当大臣から、複数の保育所・認定こども園において虐待等の案件が確認されたことを受け、多くの保育士・保育教諭等は懸命に、かつ、真面目に働いているとしたうえで、事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」(令和 4 年 12 月 7 日(水))を発出したことなどについて挨拶があり、その後、各担当課より資料の説明がありました。

内閣府からは「公定価格の検討について」「こどものバス送迎・安全徹底プラン等について」、「令和 4 年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査の結果」、厚生労働省からは「出産・子育て応援交付金の概要」について、それぞれ説明がありました。

(1)公定価格の検討について

内閣府から説明のあった「公定価格の検討について」では、下記 2 点が示されました。

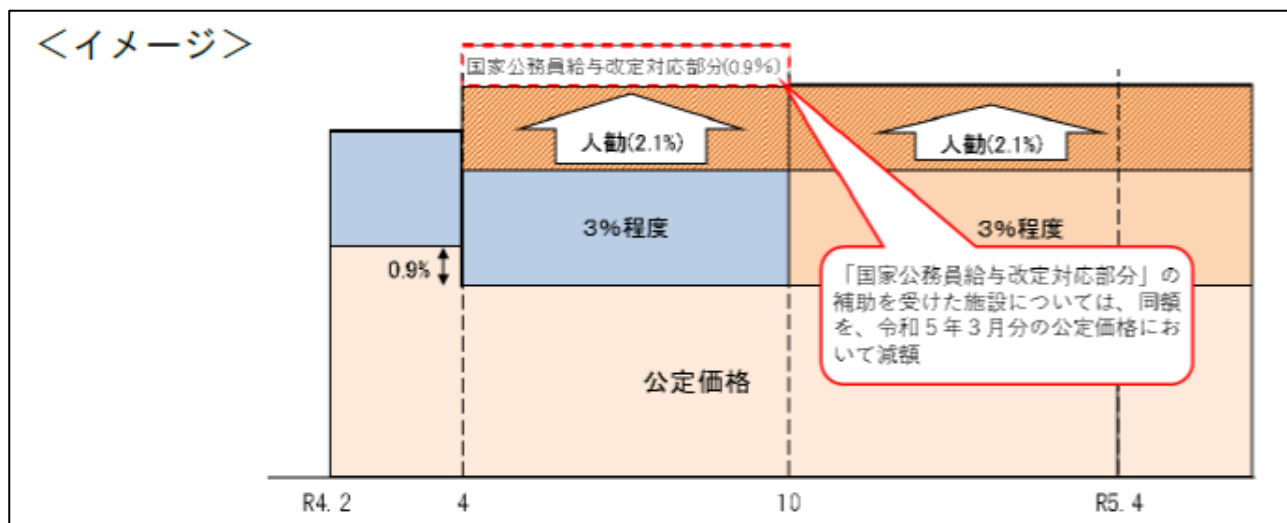
- ① 令和 4 年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に伴う対応について
- ② 令和 5 年度公定価格における検討

① 令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に伴う対応について

令和 4 年の人事院勧告では、「月例給の初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ」と「ボーナスの 0.1 月分引上げ(4.3 月分→4.4 月分)」が示されました。

令和 3 年人事院勧告に伴う公定価格の減額分(人件費▲0.9%)は、令和 4 年 4 月から 9 月の間、「国家公務員給与改定対応部分」により補助が行われてきました。

今回の令和 4 年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容(ボーナスの 0.1 月分引上げ)は、令和 4 年 4 月分に遡って改定することを受け、令和 4 年 4 月から 9 月までの間に「国家公務員給与改定対応部分」の補助を受けた施設については、当該補助を受けた額を公定価格において調整するとされました(令和 5 年 3 月分の公定価格において減額)。



② 令和5年度公定価格における検討

令和4年度に新たに創設された「処遇改善等加算Ⅲ」を、令和5年度も引き続き行うこととし、必要な経費について計上するとともに、教育・保育の質の向上等について、安定的な財源の確保と併せて検討することとされました。

(2) 出産・子育て応援交付金の概要

厚生労働省から説明のあった「出産・子育て応援交付金」は、本ニュース No.22-39 でお伝えしているとおり、この交付金により、妊娠届出や出産届出を行った家庭に対して計10万円の経済的支援が実施されます。経済的支援は事業の一部となり、妊娠届出時から特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の伴走型相談支援の充実を一体的に図る事業となります。

国からの自治体向けの説明会は11月・12月に開催され、近日中には「交付要綱・実施要綱」発出、「Q&A」周知等を予定していると説明がありました。

伴走型相談支援では、面談の実施機関・実施者として、身近で気軽に相談できる保育園等の保育士も例示されています。市町村が実施主体となりますが、保育所・認定こども園等も、伴走型相談支援のなかで役割を果たすことが考えられるため、ご地域の市町村の取り組みを注視してください。

「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫に基づく柔軟な仕組み**とする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせ**た形で、**全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫**し、この**支援を早期に対象者に届ける**ことを目指す。

伴走型相談支援

- **面談実施のタイミング**
 - ① 妊娠届出時 妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談
 - ② 妊娠8か月前後
 - ③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間
- **面談の実施機関・実施者**

以下のいずれでも可

 - ・ 子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
 - ・ 身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、**保育園等の保育士**、利用者支援専門員、子育て支援員等
- **面談の対象者**

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨
- **面談の内容・実施方法**
 - ・ アンケートの回答や子育てガイドと一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
 - ※ アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
 - ・ オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

出産・子育て応援ギフト

- **支給のタイミング・支給の条件**

出産応援ギフト（5万円相当）
：妊娠届出時の**面談実施後**

子育て応援ギフト（5万円相当）
：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**
- **支給形態（実施方法）**

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

 - ・ 出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
 - ・ 妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
 - ・ 産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P4参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっては将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。
- **選及適用者への支給方法**
 - ・ 事業開始前に出産された方
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
 - ・ 事業開始時点で妊娠中の方
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）

一体
実施

会議での森田副会長の発言内容は No.22-41 を、「こどものバス送迎・安全徹底プラン等について」は本ニュース No.22-34、22-38 をご参照ください。

資料等の詳細は今後、下記ホームページに掲載される予定ですのでご確認ください。

- 内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等 > 子ども・子育て会議

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate.html